

札幌市斎場等あり方検討委員会設置要綱

制定 平成30年3月30日

保健福祉局医務監決裁

（目的）

第1条 少子・高齢化、核家族化の進展など社会状況が変化している中で、安定的な斎場や墓地の運営を実現するため、斎場や墓地のあるべき姿の検討を実施するにあたり、専門的な立場から意見を聴くため、札幌市斎場等あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項について、出席者が意見交換を行う。

- (1) 火葬需要に対応した斎場整備に関する事項
- (2) 市民ニーズに対応した墓地供給に関する事項
- (3) 市営霊園の再整備に関する事項
- (4) その他、必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、市民、学識経験者、弁護士、マスコミ関係者及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。なお、市民委員は2名以内とし、公募により選考する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理

する。

（会議）

第 6 条 委員会は医務監が必要に応じて招集する。

2 医務監が特に必要があると認めるときは、委員の代理出席を認めることができる。

（謝礼）

第 7 条 委員への謝礼は、会議 1 回に対して 12,500 円（税込み）を支給する。

2 前項の規定は、第 6 条第 2 項により代理出席した者に準用する。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉局保健所生活環境課において行う。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、生活衛生担当部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。